

デジタル広告実施・検証・運営支援業務 企画提案（プロポーザル）方式事業者選定要領

1 趣旨

当連盟ホームページ「宮城まるごと探訪」に掲載する観光コンテンツのアクセス数を高めるデジタル広告の効果的な手法を模索するため、デジタル広告を行うとともに結果について検証する。また、デジタル広告の一般的な手法及び実施・検証を通し効果的な手法について整理・報告する業務をより良く推進する上で、企画提案（プロポーザル）方式により優れた提案と判断された事業者を選定するために必要事項を定めたものである。

2 業務の名称

デジタル広告実施・検証・運営支援業務

3 業務の内容

別紙の仕様書に基づくもの

4 業務期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

5 予定価格

3,200,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 応募資格

次に掲げる要件（以下「参加資格」という。）を全て満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で応募するものとし、契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 宮城県内に営業拠点（本社、支店、営業所等）があり、本業務を円滑に処理することができる安定的かつ健全な財政能力を有している法人格を持つ事業者であること。
- (2) 過去約3年以内（2017年1月1日～2019年11月30日の間）の類似業務の実績があること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であ

ること。

(7) 単独で企画提案した応募者は、共同提案の構成員となることはできない。

7 スケジュール (予定)

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和元年12月2日 |
| (2) 企画提案の参加申込期限 | 令和元年12月6日 |
| (2) 企画提案書等の提出期限 | 令和元年12月23日 |
| (4) 書類選考・選考結果の通知 | 令和元年12月下旬 |
| (5) 業務契約の締結 | 令和2年1月上旬 |

8 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案参加申込書 (別紙 様式1) 1部
 - イ 宣誓書 (別紙 様式2) 1部
- (2) 提出期限 令和元年12月6日
- (3) 提出方法 持参又は郵送等
- (4) 提出先 同問合せ先

9 企画提出書等の提出

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書 (任意様式 A4版 枚数指定なし) 7部
企画提案書作成にあたっては下記について留意し作成してください。
 - ア デジタル広告の実施・検証においては費用対効果が高い視点について想定する出稿費及び目標値を具体的に記載してください。
 - イ 事務局への指導内容を具体的に記載してください。
 - ② 過去約3年以内 (2017年1月1日～2019年11月30日の間) の類似業務の実績一覧 7部
 - ③ 見積書 1通 ※デジタル広告の出稿費等の内訳を記載してください
- (2) 提出期限 令和元年12月23日 午後3時まで
- (3) 提出方向 持参又は郵送等
- (4) 提出場所 同問合せ先

10 選定方法

当連盟が設置する選定委員会において選定審査表に基づき、提出書類により書類審査を行い、最も優れていると判断した提案者を業務委託候補者として選定する。

(1) 選考結果の通知

審査終了後は、速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(2) その他

- ① 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。
- ② 審査内容および選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

1.1 審査項目

- (1) グーグルアナリティクス（解析ツール）の理解度及び活用能力について
- (2) デジタル広告内容の理解度及び活用能力について
- (3) 当連盟ホームページ「宮城まるごと探訪」に対応した企画提案について
- (4) 具体的な利用方法等の事務局指導の内容について
- (5) 費用内訳の内容について

1.2 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

- (1) 受託者の決定
先行委員会において決定した受託候補者を優先交渉者とし、随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。
- (2) 契約書の作成
(公社)宮城県観光連盟と受託者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 支払い条件
支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、(公社)宮城県観光連盟と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更または削除を行うことがある。

1.3 その他

- (1) 提出された企画提案書等提出書類は、原則として返却しないもの。
- (2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めないもの。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果は、全て(公社)宮城県観光連盟に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画提案（プロポーザル）方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次(公社)宮城県観光連盟と協議することとする。

1.4 本要領等に係る質問期限及び回答

- (1) 質問方法 指定様式（別紙 様式3）により原則、電子メールで行ってください。
- (2) 質問期限 令和元年12月5日 午後3時までには必着
- (3) 質問先 同問合せ先

1.5 問合せ先

公益社団法人宮城県観光連盟 佐藤

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 14階 宮城県経済商工観光部観光課内

TEL 022-221-1864 FAX 022-211-2829 e-mail info@miyagi-kankou.or.jp